

## 第15章 環境影響評価準備書からの相違点

補正前の評価書の作成にあたっては、環境保全の見地からの意見を有する者の意見、神奈川県知事の意見並びに横浜市長からの意見を勘案し、準備書の記載事項について検討を行い、追記・修正しました。準備書からの主な相違点は、表 15-1 に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の修正については、適宜実施しました。

表 15-1(1) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
はじめに	手続きの進捗に伴う更新等	—	計画段階環境配慮書にて、横浜市長にのみ意見を求めた理由について追記しました。 準備書公告以降の手続き実施状況について追記しました。
1-1	代表者の氏名	林 文子	山中 竹春
2-7、2-8 他	土地利用計画図他	—	調整池 4 の記載について変更しました。
2-9～10	模式断面図	—	A～D断面の模式断面図において、現況地盤面の高さを追記するとともに、盛土厚、切土厚が最大となる位置と厚さを追記しました。
2-14	排水施設計画	—	対象事業実施区域内の降雨の流し方について追記しました。
2-59～61	グリーンインフラの検討状況	—	グリーンインフラを活用したまちづくりの検討内容を追記しました。
2-62	海軍道路の桜並木の検討状況	—	「海軍道路の桜並木に関する懇談会」における検討の状況を更新しました。
3-26、28	表 3.2-12 図 3.2-8	—	形質変更時要届出区域の解除に伴い指-160 を削除し、新たに指定された指-197 を記載しました。
3-55、3-57	表 3.2-16、 表 3.2-17(1)	—	文献その他の資料として、「猛禽類保護の進め方(改訂版)ー特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについてー」(環境省、平成24年12月))を追加しました。
3-71	図 3.2-28(1)、 図 3.2-28(2)	—	オオタカの生息分布の図を追加しました。
3-93	図 3.2-34	—	食物連鎖模式図に「カエル類(幼生)」を追加しました。
8-68、70	主要な人と自然との触れ合いの活動の場の利用の状況及び利用環境の状況の現地調査	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 12 地点	主要な人と自然との触れ合いの活動の場 13 地点 (上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区を追加)
8-72	同上、調査位置(図 8.2-9)	—	上瀬谷農業専用地区、上川井農業専用地区を追加しました。
8-77	地域社会の交通混雑と歩行者・自転車の安全の予測地点	関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 6 地点 (地域社会 1～地域社会 6)	関係車両の走行ルートとして想定される主要交差点の 8 地点 (地域社会 1～地域社会 6、 <u>地域社会 8～地域社会 9</u> )

表 15-1(2) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
8-78	同上、調査位置(図8.2-10)	—	予測地点として、地域社会8、9を追加しました。
9.1-19	気象条件	対象事業実施区域最寄りの気象観測所であり、	対象事業実施区域と同じ横浜市瀬谷区にある気象観測所であり、
9.1-19	バックグラウンド濃度	対象事業実施区域最寄りの一般局である瀬谷区南瀬谷小学校測定局	対象事業実施区域と同じ横浜市瀬谷区にあり、地形や標高もほとんど同じ瀬谷南瀬谷小学校測定局
9.1-20	予測結果(二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	—	建設機械の稼働の予測対象時期における、工事用車両も運行による影響との重合について追記しました。
9.1-25、26	二酸化窒素の評価	—	二酸化窒素の環境基準に、環境省通達の「1日平均値が0.04ppm以下の地域にあつては、原則として0.04ppmを大きく上回らないよう防止に努めるよう配慮されたい。」を追記し、評価を行いました。
9.4-23	水の濁りについての環境影響の回避、低減に係る評価	—	大門川の暗渠化に伴う環境保全措置を追記しました。
9.4-24、25	水の濁りについての国又は地方公共団体による基準又は目標との整合に係る評価	—	和泉川流域の水の濁りについて、造成箇所の速やかな転圧や造成法面の速やかな植栽の効果を見込んだ場合の定量的な予測及び評価を行った結果を記載しました。
9.4-26	水の汚れに係る予測対象時期	—	河川の暗渠化に係る工事完了時を追記しました。
9.4-26	水の汚れに係る予測方法	—	河川の暗渠化に係る予測方法を追記しました。
9.4-26	水の汚れに係る予測の前提条件	—	汚染土壌の掘削除去時に仮設調整池が完成していない場合の環境保全措置を追記しました。
9.4-27	水の汚れに係る予測結果	—	大門川と相沢川の暗渠化による影響について追記しました。
9.4-29	水の汚れについての環境影響の回避、低減に係る評価	—	大門川と相沢川の暗渠化による水の汚れについて、モニタリングの実施と、その状況に応じた環境保全措置を講じることを記載しました。
9.4-32	事後調査について	—	暗渠化による影響の不確実性について記載するとともに、事後調査の結果に基づく環境保全措置の実施について記載しました。
9.4-32	水の汚れの事後調査の項目	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	「水質汚濁に係る環境基準について」別表1に掲げる27項目、及び同別表2の1(1)河川(湖沼を除く。)に掲げる8項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類
9.5-5	底質の予測結果	—	大門川と相沢川の暗渠化による影響について追記しました。
9.6-3	地下水の水質に係る文献その他の資料調査	—	資料編に調査区画別の調査結果を記載した旨を追記しました。

表 15-1(3) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.6-6	地下水の水質に係る予測結果	—	災害用井戸への予測結果を追記するとともに、地下水質のモニタリングを行う旨を追記しました。
9.7-4	湧水の状況に係る現地調査	—	帯水層の状況を踏まえた湧水の涵養源の状況に係る記述を記載しました。
9.7-8	湧水の流量に係る予測結果(「イ. 予測結果」の4行目)	調整池 2	調整池 <u>4</u>
9.7-11	河川の形態、流量の予測結果(「イ. 予測結果」の5行目からの段落)	このように、対象事業実施区域内においては、河川の形態が大幅に変更されますが、対象事業実施区域の外側については河川の形態は保全されます。また、それぞれの流域には適正な規模の調整池を設置し、大雨時における河川流量の著しい増大防止が図られることから、周辺河川の形態への影響は小さいと予測されます。	<u>相沢川と大門川については、人為的に流れが改変されるため、河川形態への大きな影響があります。対象事業実施区域外の河川については、河道を変えることはなく、適正な規模の調整池が設置されることにより、大雨時にも著しい流量の増加は見込まれないため、周辺河川の形態は維持され、対象事業実施区域外の河川形態への影響は小さいと予測します。</u>
9.9-5	文献その他の資料調査(c. 調査結果(国有地)(a)特定有害物質)	土壤汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 56 調査区画で詳細調査が行われており	土壤汚染対策法に基づく指定基準値超過が確認された計 <u>66</u> 調査区画で詳細調査が行われており (防衛省における土壤汚染調査結果の更新)
9.9-5	同上	—	資料編に調査区画別の調査結果を記載した旨を追記しました。
9.9-6	表 9.9-2	—	防衛省における土壤汚染調査結果を更新しました。
9.9-7	図 9.9-3	—	防衛省における土壤汚染調査結果を更新しました。
9.9-8	土壤汚染の予測の前提条件	—	汚染土壌の掘削除去や運搬、処分を行う場合の具体的な配慮内容の例を追記しました。
9.9-12	図 9.9-7	—	防衛省における土壤汚染調査結果を更新しました。
9.9-13	掘削除去を行う場合に場外搬出される土量の計算	汚染土壌場外搬出量 10400m <sup>3</sup> (ほぐし状態で 13000 m <sup>3</sup> ) 1日当たりの車両発生台数 7台(発生集中交通量で 14台)	防衛省による詳細調査区画の追加等による計算の見直しを行い、計算結果は以下のとおり変更しました。  汚染土壌場外搬出量 <u>12800m<sup>3</sup></u> (ほぐし状態で <u>16000 m<sup>3</sup></u> ) 1日当たりの車両発生台数 <u>約9台</u> (発生集中交通量で <u>18台</u> )
9.10-2	表 9.10-1(2)	<u>調査範囲の中で、営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所</u> に観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。	営巣地や餌場となりうる地点を見渡せる見晴らしの良い箇所 <u>に</u> 観察定点を配置し、定点から確認される猛禽類の出現位置、行動内容・雌雄・成鳥幼鳥等を記録しました。

表 15-1(4) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.10-8	図 9.10-1(3)	—	調査範囲に係る注釈(注1)を追記しました。また、図は対象事業実施区域が中心となるよう修正し、図及び凡例から調査範囲を削除しました。
9.10-17	表 9.10-3(2)	鳥類(猛禽類) 令和2年3月9日～3月11日 夜間調査(ホタル類) 令和元年6月13日～6月14日	鳥類(猛禽類) 令和2年3月10日～3月12日 夜間調査(ホタル類) 令和元年6月12日～6月13日
9.10-19	表 9.10-4 表 9.10-5	—	一般鳥類と猛禽類の定点調査時間について一覧表を追加しました。
9.10-22	イ. 重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況	—	オオタカに係る記載を追記しました。
9.10-25	d. 鳥類(猛禽類)	その他の猛禽類は、対象事業実施区域及びその周辺で繁殖は確認されませんでした。	<u>対象事業実施区域内にハイタカ、ノスリ、ハヤブサ等が確認され、特にオオタカは、対象事業実施区域における利用頻度が高く複数個体が観察されました。対象事業実施区域の環境と調査結果から、狩場(餌場)として利用していることが考えられます。</u>
9.10-26	e. 鳥類(ねぐら調査)	—	ねぐら調査は、鳥類のねぐら入り日が日の入り前後に行われることが多いこと、日の入り前に周辺の鳥類の群れの有無を把握することから、日の入りの概ね1時間半前から完全に日が暮れる時間帯となる日の入り30分後まで実施しました。 表 9.10-11 を追加しました。
9.10-26	e. 鳥類(ねぐら調査)	現地調査の結果、ムクドリ のねぐらを確認しました。	現地調査の結果、秋季は群れの確認が早い時間帯であることから、 <u>ねぐらの位置は確認できませんでした。冬季は夕暮れ前後に群れを確認しましたが、滞留後に東方向に飛去していることから、ねぐらの位置は特定できませんでした。</u>
9.10-26	表 9.10-12	その後、再度飛翔する群れは見られなかったことから、大門川沿いの樹林をねぐらとして利用しているものと考えられる。 なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は確認できなかった。	<u>夕暮れ前後には群れを確認することができなかったため、ねぐらの位置は確認できなかった。</u>
9.10-26	表 9.10-12	なお、旧通信施設中央部及び東側では、ねぐら入りする鳥類の集団は確認できなかった。	<u>夕暮れ前後に群れを確認したが、ねぐらの位置は特定できなかった。</u>
—	—	図 9.10-3 ねぐらの確認位置図	削除しました。
9.10-49	表 9.10-21	オオタカの情報を非表示	オオタカの情報を表示しました。
9.10-62～66、 9.10-68～72	図 9.10-5(1)～ (5)、(7)～(11)	猛禽類の確認位置図	対象事業実施区域が中心となるよう図を修正し、図及び凡例から調査範囲を削除しました。
9.10-67	図 9.10-5(6)	猛禽類の確認位置図	図及び凡例から調査範囲を削除しました。

表 15-1 (5) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.10-73	d. 鳥類(猛禽類)	また、確認された重要な種のうち、繁殖が確認されたオオタカについて確認状況を示します。オオタカの確認状況は前掲表 9.10 8 (P.9.10 (動物) -24) に、繁殖期別の飛翔状況は図 9.10 7 に示すとおりです。	また、確認された重要な種のうち、 <u>オオタカについて確認状況を図 9.10-5(12)及び(13)に示します。</u>
9.10-74~75	図 9.10-5(12)、(13)	(図のタイトル) オオタカの飛翔図 (〇〇年繁殖期)	(図のタイトル) 猛禽類の確認位置図 (オオタカ:〇年繁殖期)
9.10-92	d. 鳥類 (猛禽類)	—	<u>現地調査の結果、注目すべき生息地、当該生息地が注目される理由である鳥類 (猛禽類) は確認されませんでした。</u>
9.10-107	表 9.10-37	オオタカの影響予測を非表示	オオタカの影響予測を表示しました。
9.10-107~108	表 9.10-37	一般的な生息環境	一部の種について、一般的な生息環境の記載を更新しました。
9.10-124 ~ 127、131、136、138	表 9.10-40(1) ~ (2)、 表 9.10-41(1) ~ (5)、 表 9.10-42(8)、(18)、 表 9.10-43(1)	—	確認状況及び主な生息環境について、分布・生態学的特徴を踏まえて、追記しました。また、環境が追加された種については、追加した環境も踏まえて、影響予測を更新しました。
9.10-128	表 9.10-42(2) (影響予測—造成工事)	本種は、対象事業実施区域外の樹林地の沢周辺のみで確認されており、対象事業実施区域には生息していないと考えられます。	本種は、対象事業実施区域外の樹林地の沢周辺のみで確認されており、 <u>対象事業実施区域における生息の可能性は低いと考えられます。</u>
9.10-128	表 9.10-42(2) (影響予測—土地又は工作物の存在及び供用)	本種の生息環境である対象事業実施区域外の沢は、対象事業実施区域と集水域が異なるため、沢の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。	本種の生息環境である対象事業実施区域外の沢は、 <u>帯水層を遮断するような連続的な切土等による土地の改変は行わないため、沢の流量等に変化は生じないと考えられることから、土地の改変による生息環境への影響はほとんどない、あるいは生じないと予測します。</u>
9.10-142	表 9.10-46	カララヒワ、アオジ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	<u>カララヒワ、アオジ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ</u>
9.10-144	表 9.10-47(2)	モズ、カララヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	<u>モズ、カララヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ</u>
9.10-144	表 9.10-47(2) (上記の適否の理由)	周辺の緑との連続性に配慮して、緑地の創出に努めます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、 <u>生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地の創出を行います。</u>

表 15-1(6) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.10-146	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出について、環境区分表、断面イメージ図等を追記しました。
9.10-147~150	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出について、面積、配置、環境区分表、平面・断面イメージ図等を追記しました。
9.10-153	表 9.10-50(4) (保全対象種)	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ	モズ、カワラヒワ、アオジ、フクロウ、ハイタカ、オオタカ、ノスリ、ハヤブサ、ヒガシニホントカゲ、シマヘビ、アオダイショウ、クツワムシ、ミナミトゲヘリカメムシ、コシロシタバ
9.10-153	表 9.10-50(4) (環境保全措置一効果)	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、 <u>できる限り</u> 緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。
9.10-154	(4)事後調査	—	<u>また、動物への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。</u>
9.11-5	図 9.11-2	—	令和3年の植物調査ルートを追加しました。
9.11-6	表 9.11-4	—	令和3年の調査時期を追加しました。
9.11-11	a. 維管束植物の確認種	128 科 677 種の維管束植物	128 科 <u>678 種</u> の維管束植物
9.11-13、9.11-35、9.11-40、9.11-48、9.11-49、9.11-55	表 9.11-7(3)、 表 9.11-15、 表 9.11-18(3)、 表 9.11-21、 表 9.11-22、 表 9.11-24(1)	—	タコノアシを追加しました。
9.11-27	a. 維管束植物の重要な種の確認状況	10 科 12 種	<u>11 科 13 種</u>
9.11-27	表 9.11-11	—	タコノアシ及びセイタカハリの確認状況を更新しました。
9.11-27、9.11-38	表 9.11-11、 表 9.11-17	※：ヌマトラノオ及びハライは、「神奈川県レッドリスト(植物編)2020」(神奈川県 令和2年10月)で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。	※：ヌマトラノオ及びハライは、「神奈川県レッドリスト(植物編)2020」(神奈川県 令和2年10月)で新たに重要な種に指定された種であり、現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。 <u>令和3年度の調査では、確認されませんでした。</u>
9.11-28	図 9.11-6	—	タコノアシ及びセイタカハリの確認地点を追加しました。

表 15-1(7) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.11-34	⑤予測対象種	・維管束植物（種子植物及びシダ植物）：12種	・維管束植物（種子植物及びシダ植物）：13種
9.11-35	表 9.11-15	現地調査で確認された重要な種（12種）	現地調査で確認された重要な種（13種）
9.11-37	図 9.11-9	—	直接的影響から、予測結果「生育環境への影響は大きい。」に流れる矢印を追加しました。
9.11-38	表 9.11-17	—	タコノアシ及びセイタカハリの影響予測を更新しました。
9.11-38	表 9.11-17	「—」は、対象事業実施区域外に生育地が確認されなかったことを示します。	「—」は、対象事業実施区域内のみに生育し、工事の実施（造成工事）により、全ての生育地が改変されるため、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））時点で存在しないことから、影響予測の対象外としたことを示します。
9.11-39、9.11-40、9.11-41、9.11-43、9.11-46、9.11-47	表 9.11-18(1)～(2)、(4)～(5)、(9)、(10) 表 9.11-19(1)～(3)、 表 9.11-20 (影響予測—土地又は工作物の存在及び供用)	対象事業実施区域外に生育地は確認されませんでした。	本種は対象事業実施区域内のみに生育し、工事の実施（造成工事）により、全ての生育地が改変されるため、土地又は工作物の存在及び供用（敷地の存在（土地の改変））時点で存在しないことから、影響予測の対象外としました。
9.11-41、9.11-44	表 9.11-18(6)、 表 9.11-18(11) (確認状況及び主な生息環境)	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。	現地調査時点では重要な種に該当していなかったため、詳細な生育地は不明です。その後の調査では確認されませんでした。
9.11-43	表 9.11-18(10)	—	セイタカハリの確認状況及び影響予測を追加しました。
9.11-49	表 9.11-22 (適否の理由)	周辺の緑との連続性に配慮して、改変部分にはできる限り緑地の創出を行います。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地の創出を行います。
9.11-51～54	環境保全措置について	—	保全対象種の生育環境（湿地環境と草地環境）の創出について、面積、配置、環境区分表、平面・断面イメージ図等を追加しました。
9.11-55	表 9.11-24(1) (環境保全措置—効果)	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。	回避、低減のための措置を講じても生育環境の一部がやむを得ず消失する場合において、保全対象種を新たに創出する保全対象種の生育環境等へ移植・播種することで、種の消失による影響の低減が見込まれます。
9.11-56	表 9.11-24(2) (環境保全措置—効果)	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種及び群落の生育環境への影響の低減が見込まれます。

表 15-1 (8) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.11-57	(4)事後調査	—	また、植物への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。
9.12-10	(a)低地の樹林・畑地・草地の生態系	非表示	記載内容を表示しました。
9.12-11	図9.12-3、図9.12-4	ニホンアマガエル	カエル類 また、シオカラトンボ(幼虫)、アジアイトトンボを追加しました。
9.12-18	表 9.12-12(1)	—	確認状況及び主な生息環境について、分布・生態学的特徴を踏まえて、追記しました。また、追加した環境も踏まえて、影響予測を更新しました。
9.12-20	表 9.12-14 (シマヘビ(爬虫類)の選定理由)	工事の実施(造成工事)、土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))において、影響が大きいと予測されたため。	工事の実施(造成工事)においては影響が大きい、土地又は工作物の存在及び供用(敷地の存在(土地の改変))において、影響があると予測されたため。
9.12-21	表 9.12-15 (オオタカ、ヒバリ等の適否の理由)	周辺の緑との連続性に配慮し、できる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮し、できる限り緑地の創出を行います。また、緑化には周辺樹林に生育する種から選定した樹種を植栽することにより、影響を低減できることから、適正な環境保全措置であると考えて採用します。
9.12-23	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湧水起源の小水路環境)の創出について、環境区分表、断面イメージ図等を追加しました。
9.12-24~27	環境保全措置について	—	保全対象種の生息環境(湿地環境と草地環境)の創出について、面積、配置、環境区分表、平面・断面イメージ図等を追加しました。
9.12-30	表 9.12-18(4) (環境保全措置一効果)	周辺の緑との連続性に配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。	周辺の緑との連続性や生物の移動、生物の生息・生育環境の繋がりに配慮して、できる限り緑地を創出することにより重要な種の生息環境への影響の低減が見込まれます。
9.12-31	(4)事後調査	—	また、生態系への影響については、工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始において環境保全措置の内容をより詳細なものとする必要があることから、後掲表 11-1(2) (P.11-3) に示すとおりモニタリングを行います。
9.13-3	現地調査	表 9.13-5 に示す 6 地点を現地調査地点として	表 9.13-5 に示す 7 地点を現地調査地点として
9.13-4、5	表 9.13-5 図 9.13-1(1)	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」を追加しました。
9.13-7	表 9.13-7	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」の調査内容を追加しました。



表 15-1 (9) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.13-11、15	主要な眺望景観、 囲繞景観の状況	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」の調査結果を追加しました。
9.13-38、39	予測結果	—	「⑦瀬谷区上瀬谷町」の予測結果を追加しました。
9.13-51	表 9.13-18	—	環境保全措置として挙げた“桜並木等の創出”において、桜並木等が消失する範囲と代償とする範囲を追記しました。
9.14-1	調査地域・調査地点	調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 12 地点としました。	調査地点は、表 9.14-1 及び図 9.14-1 に示す 13 地点としました。
9.14-2、3	表 9.14-1 図 9.14-1	—	「13 上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」を追加しました。
9.14-4	表 9.14-2	—	上瀬谷農業専用地区を対象とした聞き取り調査の日時等を追加しました。
9.14-11	調査結果	—	鎌倉古道 北コースのうち、対象事業実施区域内に含まれる範囲を追記しました。
9.14-22、23	調査結果	—	「13 上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」の調査結果を追加しました。
9.14-29～31	表 9.14-9～11	—	「鎌倉古道 北コース」の予測結果について、コースのうち、影響が生じる範囲と生じない範囲が分かるように追記しました。 「上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」の予測結果を追加しました。
9.14-32、33	表 9.14-12 表 9.14-13	—	環境保全措置に“工事の内容等の早期周知”を追加しました。
9.14-32、33	表 9.14-12 表 9.14-13	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
9.14-34	評価	—	“利用性の変化の程度”の部分において、仮設道路を設ける可能性がある等を追記しました。
9.15-6	表 9.15-7	コンガラの発生量 18,511.76 産業廃棄物発生量 26,502.63	コンガラの発生量 <u>28,360.15</u> 産業廃棄物発生量 <u>48,558.80</u>
9.15-7	表 9.15-9	—	次の環境保全措置を追加しました。 ・市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用 ・産業廃棄物、建設発生土の適正な管理 ・運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定 ・運搬時の環境負荷軽減 ・汚染土壌の場外搬出時における適切な対応
9.15-8	環境保全措置の実施主体、内容、効果の不確実性、他への影響	造成工事の実施に伴う廃棄物等の発生への影響を低減させるため、	造成工事の実施に伴う廃棄物等の発生及び運搬による影響を低減させるため、

表 15-1(10) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
9.15-8	表 9.15-10	—	環境保全措置を追加しました。 ・市内及び近辺で行われる公共事業における有効利用 ・産業廃棄物、建設発生土の適正な管理 ・運搬距離を考慮した建設発生土の埋立地及び受入地の選定 ・運搬時の環境負荷軽減 ・汚染土壌の場外搬出時における適切な対応
9.17-4	図 9.17-1	—	「地域社会 8」、「地域社会 9」を追加しました。
9.17-54	環境保全措置の検討	—	環境保全措置を踏まえた検討結果を第 10 章に示していることを記載しました。
9.17-56	図 9.17-10	—	予測地点に「地域社会 8」、「地域社会 9」を追加し、2つの交差点構造を追加しました。
9.17-59、61、63	表 9.17-22 表 9.17-23(2)、(4)	—	「地域社会 8」、「地域社会 9」の予測結果を追加しました。
9.17-72、73	表 9.17-29 表 9.14-30	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
10-13	表 10.2-21	—	第 9 章の環境保全措置を踏まえ、修正を行いました。
10-14	表 10.2-22(2)、 表 10.2-23	—	
10-16	表 10.2-25	—	
10-19	表 10.2-28	—	
10-18、24	表 10.2-27 表 10.2-34	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
10-25～39	工事用車両の運行に伴う検討	—	工事用車両運行ルート分散と運行時間の管理の環境保全措置を実施した場合の大気質、騒音、振動、地域社会の影響低減について追記しました。
11-2	水質(水の汚れ)の事後調査の項目	「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 に掲げる 27 項目、pH、電気伝導率等、並びにダイオキシン類	「水質汚濁に係る環境基準について」別表 1 に掲げる 27 項目、及び同別表 2 の 1 (1) 河川(湖沼を除く。)に掲げる 8 項目、電気伝導率等、並びにダイオキシン類
11-5～9	モニタリング	—	モニタリングを行う項目等について追記しました。
12-2	表 12-1(1)	—	建設機械の稼働における二酸化窒素の評価を修正しました。
12-11	表 12-1(10)	—	土壌汚染について、指定基準値超過が確認された区画数を 66 区画に更新しました。
12-14	表 12-1(13)	—	景観の調査地点に「瀬谷区上瀬谷町」を追加しました。 人と自然との触れ合いの活動の場の調査地点に「上瀬谷農業専用地区・上川井農業専用地区」を追加しました。
12-14	表 12-1(13)	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
12-15	表 12-1(14)	—	廃棄物等の環境保全措置を追加しました。
12-16	表 12-1(15)	—	関係車両の走行の予測地点を 8 箇所修正しました。
12-17	表 12-1(16)	安全運転の啓蒙	安全運転の <u>周知</u>
資料 大気-68 ～75	表 9.1-21	—	工事用車両の運行に係る環境保全措置実施後の、各地点の工事用車両台数を追記しました。

表 15-1(11) 神奈川県知事、横浜市長意見等を勘案した修正点

補正後の評価書における該当ページ及び修正点		環境影響評価準備書	補正前の環境影響評価書
資料 土壌汚染-4	土壌汚染のおそれのエリア区分	—	防衛省における土壌汚染のおそれのエリア区分（第二種特定有害物質 旧地盤）を追加しました。
資料 土壌汚染-7	調査結果	—	防衛省における土壌汚染調査結果を更新しました。
資料 土壌汚染-8	図 9.9-3	—	防衛省における土壌汚染調査結果を更新しました。
資料 土壌汚染-9、10	表 9.9-2	—	表層における指定基準超過区画の区画別土壌汚染及び地下水の調査結果を追記しました。
資料 地域-982	図 4	—	地域社会 8、地域社会 9 の交差点位置を追記しました。
資料 地域-990、991	表 30～表 33	—	地域社会 8、地域社会 9 の方向別交通量と大型車混入率の表を追記しました。
資料 地域-994	交差点需要率	主要交差点（7 交差点）	主要交差点（9 交差点）
資料 地域-1033、1034	供用時平日交差点検討資料	—	供用時平日の地域社会 8、地域社会 9 の交差点検討資料を追記しました。
資料 地域-1042、1043	供用時休日交差点検討資料	—	供用時休日の地域社会 8、地域社会 9 の交差点検討資料を追記しました。
資料 地域-1045～1054	環境保全措置実施後の工事中交差点検討資料	—	環境保全措置実施後の工事用車両の運行における地域社会 1～地域社会 4 の交差点検討資料を追記しました。